

平成30年度事前協議における各医療圏の公募条件

○ 横浜二次保健医療圏

- 1 横浜市内の既存の医療機関の増床を優先とする。
- 2 回復期機能または慢性期機能を担うもの（※）とする。
ただし、NICU（新生児集中治療室）等の特殊な機能を担う病床については、医療計画との整合性や地域における需要を考慮のうえで、配分を検討する。

（※）回復期または慢性期機能を担う病床として算定する入院料

回復期機能	回復期リハビリテーション病棟入院料 地域包括ケア病棟入院料 又は 地域包括ケア入院医療管理料
慢性期機能	療養病棟入院基本料 障害者施設等入院基本料 特殊疾患病棟入院料 又は 特殊疾患入院医療管理料 緩和ケア病棟入院料

- 3 病床の配分は、以下の視点で総合的に評価して行う。
 - (1) 地域における医療需要
 - (2) 人材確保の計画の実現性
 - (3) 収支計画等の運営計画の実現性
 - (4) 地域医療連携への貢献 等
 (参考) 提出を求める資料等
 - ・ 現行の病床利用率、在院日数、入院待ち患者数等のデータ
 - ・ 増床部分にかかる人材確保、資金計画、診療報酬などの計画書 等
- 4 配分後の病床機能の維持について、以下の点を要件とします。
 - (1) 原則として、開設許可後10年間は、配分を受けたときの機能と病床数を維持すること。
 - (2) 10年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。

○ 県央二次保健医療圏

- 1 県央二次保健医療圏の既存の医療機関の増床を優先とする。
- 2 回復期機能を担う病床（地域包括ケア病棟入院料又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病床）を優先的な配分対象とする。
ただし、高度急性期機能を担う病床（ICU、HCU等）及び慢性期機能を担う病床（療養病棟入院基本料を算定する病床等）については、神奈川県医療計画及び神奈川県地域医療構想の県央構想区域との整合や、県央二次保健医療圏における需要等を考慮のうえで、配分を検討する。
- 3 病床配分は、地域における医療需要、人材確保の計画の実現性、収支計画等の運営計画の実現性、地域医療連携への貢献、地区医師会・地域病院協会等からの推薦や承諾があること、等の視点で総合的に評価して行う。